

訴えの提起について

建物の収去及び土地の明渡しの請求、土地の貸付契約に基づく貸付料の請求並びに土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求に関する訴えを提起する。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

- (1) 熊本市中央区新町 2 丁目 1 3 番 1 1 号
近宗化成工業 株式会社
代表清算人 近宗 和美

- (2) (1)の連帯保証人

2 訴えの趣旨

熊本市中央区新町 4 丁目 9 番 2 5 の建物（以下「本件建物」という。）の収去及び市が所有する熊本市中央区新町 4 丁目 9 番 2 5 の土地（以下「本件土地」という。）の明渡しの請求、本件土地の貸付契約に基づく貸付料の請求並びに本件土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求をする。

3 訴えの概要

相手方（連帯保証人を除く。）は、昭和 40 年 4 月 1 日に市との間で締結した公有財産有償貸付契約に基づき本件土地の貸付けを受け、本件土地上に本件建物を所有しているが、当該契約に基づく貸付料について、令和 3 年 3 月末日時点で合計 2, 189, 129 円（平成 27 年度第 4 四半期分及び平成 28 年度から令和 2 年度までの分）の滞納があり、市から催告を受けたにもかかわらずこれを納付しない。また、相手方のうち連帯保証人は、市から当該滞納に係る支払の催告を受けたにもかかわらずこれを納付しない。

そこで、訴状をもって当該契約を解除し、本件建物の収去及び本件土地の明渡しの請求、当該契約に基づく貸付料（訴えの提起までの期間において当該相手方につ

き新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額)の請求並びに解除日後の期間に係る本件土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求をするため、熊本地方裁判所に対し、訴えを提起するものである。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

(提出理由)

建物の収去及び土地の明渡しの請求、土地の貸付契約に基づく貸付料の請求並びに土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。